

# 有馬育英会奨学金（無利子）

## 大学奨学生願書のしおり

### （応募出来る方）

来年度に大学または短期大学の第1学年に入学を目標にしている生徒が対象です。

### （出願期間）

平成29年9月30日（必着）

（※余裕をもって送付下さい。）

### （奨学金の額と貸与）

月額20,000円と30,000円の2種類の設定があり選択出来ます。

### （貸与期間）

入学した年の4月から、正規の最短修業年限の終期まで。

### （送金方法）

3ヶ月ごとに3ヶ月分の奨学金を直接奨学生の指定銀行口座に送金致します。

送金は1・4・7・10月の1日になります。

（銀行休業日の場合は翌日の送金です）

### （その他）

他の奨学金との併用も可能で、出願者の連帯保証人は保護者でも構いません。

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町2-6-2

水天宮道場ビル4階 一般財団法人 有馬育英会

TEL (03) 5623-9511

## (奨学生の資格・心得)

「資格」 日本国籍を有し新大学・大学院に在学を目指す健康な学生でありながら、経済的理由により、学費の支弁が困難なもの。

「心得」 奨学生は本会の規定を守り、本会・学校の指示に従うとともに、常に奨学生の資質向上に努めること。

## (出願方法と貸与の決定)

### 「出願書類提出方法」

在学高等学校を通じて本会に提出して下さい。

願書を担当の先生に渡して、必要書類と共に本会に提出して下さい。

※願書はコピーしたものを使用しても構いません

### 「奨学生選考について」

願書提出者は定められた期日までに本会に提出して下さい。

選考委員会の評議により本採用の新奨学生を決定致します。

必要と認められる場合には、九州在住の方は、久留米在中の理事による  
□答面接を実施する場合があります。

- ① 願書選考期日：10月上旬～
- ② 選考：東京事務局（育英会本部）にて、書類審査（願書・推薦調書・成績証明書・所得証明書等）を行い、選考委員会で審議。
- ③ 選考結果：10月以降に卒業予定高等学校の学校長宛に文書で通知致します。

## (大学奨学生との約束事項)

大学奨学生には、本会のホームページの便り掲載への参加。

その他必要な行事への参加・協力等をお約束頂いております。

## (返還の方法)

「返還期限」 貸与期間が終了してから、6ヶ月すえおき10年以内に・年賦（12月）・半年賦（12月と6月）・月賦（毎月）のいずれかの方法で返還して頂きます。

※返還の仕方は、貸与終了後の返還方法の中から選んで下さい。

「奨学金の利息」 無利子です。

「返還猶予」 大学院等に進学したり、返還が困難となった場合は至急、東京事務局に申し出て下さい。事情を伺います。

「返還免除」 本人が死亡したり、心身障害になるなどで返還が不能になった場合は、全部または一部が免除される事があります

## (提出する書類)

※提出書類について、不明な点は有馬育英会にお問い合わせ下さい。

### 1・奨学生願書 (本会所定のもの)

貸与を受けたいコースに、必ずどちらかご記入下さい。  
連帯保証人は保護者(父または母)でも構いません。  
保護者の所得証明欄には、所得証明書に記載してある所得金額を記入して下さい。  
※年金は労災保険年金・国民年金・厚生年金・遺族年金・障害年金・その他の年金を一年間の合計額にて記入下さい。

### 2・推薦調書 (本会所定のもの)

在学高等学校の担当の先生に預け、学校にて推薦お受け下さい。

### 3・成績証明書 各学校の書式のもので構いません。

4・所得証明書 主たる家計支持者である保護者(二名分)の所得証明書を提出下さい。※源泉徴収表では御座いません。所得証明書は市区町村役場・市区町村民税を扱う課などで受けられます。所得の無い人は「所得無し」や「課税台帳に記載無し」または「非課税」などの証明が受けられます。各市区町村発行の用紙のみ有効。

5・生活保護受給証明書 (生活保護を受けている家庭のみ)

生活保護を受けている場合は、必ず提出下さい。福祉事務所で発行しています。

6・障害証明書 (就業困難な障害のある人がいる家庭のみ)

都道府県知事発行の障害手帳・または保険福祉手帳のコピー・または各障害が解る必要書類。

※5・6は該当される方のみ提出下さい。